

育てる

子どもの医療費助成事業

疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、子どもの医療に要する医療費について助成します。

放課後児童健全育成事業

保護者が仕事と子育ての両立ができるように、また放課後に児童が安全で健やかに過ごせるように居場所を提供しています。



学ぶ

幼稚園・保育園 国際交流事業

グローバルな人材の育成。外国人と言葉やジェスチャーによって触れ合うことでスムーズに語学教育へと繋がるように派遣します。

地域子育て支援拠点事業

地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進します。

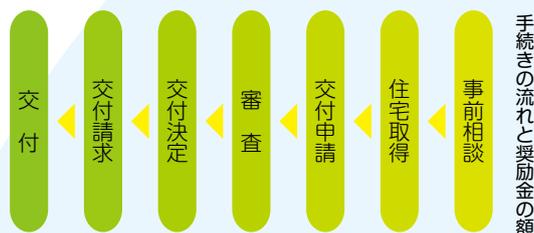


学校食育推進事業

学校給食では、副食の材料に県・市産農林水産物を通常の給食よりも多く利用する「ふるさとの食の日」を年に2回実施し、学校給食の食材費の一部を助成しています。

子ども加算1人につき、10万円、最大奨励金80万円！

小城市に持ち家を取得して、定住される方を応援します！



小城市では、子育て世帯等の定住促進及び地域活性化を図るため、平成28年7月1日から平成32年3月31日までの間に、小城市に一戸建ての住宅を取得し、5年以上定住される方に、最大80万円の奨励金を交付します。

手続きの流れと奨励金の額

住宅の区分	交付対象者		定額	加算				限度額
				子育て世帯※1	三世帯同居※2	市内業者施工	特定地域※3	
新築住宅 建売住宅	50歳未満 (申請者または 配偶者の いずれか)	転入者	30万円	10万円/人 (限度20万円)	10万円	10万円		70万円
		転居者			10万円	10万円		50万円
中古住宅	65歳未満 (申請者または 配偶者の いずれか)	転入者	30万円	10万円/人 (限度20万円)	10万円		20万円	80万円
		転居者			10万円		20万円	60万円

※1 子育て世帯加算金 転入する中学生以下の子 10万円/人 (ただし、限度額20万円です)
 ※2 三世帯同居加算金 親、子、孫等の三世帯同居の場合は、親が市内に在住し、子、孫など (中学生以下) が新たに同居する世帯
 ※3 特定地域加算 三里小学校区、砥川小学校区、戸刈小学校区の区域に住宅を取得する場合

大学小城キャンパス

西九州大学地域看護学部の設置により市内で高等教育を受ける機会が生まれ、また多くの生徒が学び、住まい、そして医療健康分野を中心に社会貢献活動や卒業後の地元就職・定着を通じて、安心して暮らすことができるまちづくりが寄与します。平成30年4月開学。

